	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1	東京都	空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム（WPT）設置に係る壁損失規制の適用除外	WPT設備の設置にあたって、既存の運用調整を実施しつつ、壁損失規制を適用除外とする。	WPT設備の設置（無線局の申請）にあたっては、壁等により電波を減衰させる対応が必要となる。	総務省告示第百六十三号第一項第一号	既存のワイヤレス給電無線局開設プロセスに従い、運用調整を実施し、混信・干渉を防止したうえで、920MHz帯のワイヤレス給電無線局について、壁損失規制を適用除外とする。	総務省	920MHz帯は、複数のシステムが周波数を共用しており、各システムの技術基準において送信時間制限等の機能を設けることで、それらのシステムの共用率を高め、多様なシステムの共存を可能としている。 920MHz帯ワイヤレス給電無線局については、壁損失10dBを適用した上で、他の無線局との共用条件及び運用調整する無線局との離隔距離を定めているため、壁損失を適用除外とした場合、他の無線システムに混信等を与える可能性が増加する等、他の無線システムの円滑な利用を阻害する可能性が拡大する恐れがある。 また、壁損失を適用しない場合には、共用に必要な離隔距離が拡大するなど、運用調整の実施が現実的に困難となる可能性が高い。 以上のことから、壁損失を適用除外とすることは非常に困難と考える。	本提案は、貴庁が懸念される他の無線システムとの混信への対応として、現在も実施されているワイヤレス電力伝送運用調整協議会（JWPT）の干渉調整により、利用阻害の可能性が低いことが明らかな場合にのみ緩和を求める提案となっている。なお、壁損失10dBを適用しない場合における他の無線局との共用条件及び離隔距離は、高度MCAシステムを除き、制度構築段階で検討されていないため、他の無線システムとの混信の有無は確認することが出来ない。また、運用調整の実現性という観点について、共用可能な状況の確保のためには離隔距離の拡大以外にも、電波の発射方向の調整といった他の方法による対応も可能である。 一方で、情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム作業班により、920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用に関する検討が開始されている。当該検討により、壁損失がない場合の他の無線システムとの干渉可能性の有無が確認された場合には、先駆的に一部緩和を検討する余地があると考える。 本提案について改めてご検討願いたい。	総務省	現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム作業班において、920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用を可能とするため、壁損失がない場合の他の無線システムとの共用のための技術的条件について検討が実施されているところである。総務省では当該検討の結果を踏まえて、壁損失を不要とする制度の見直しについて検討を行う予定である。